

令和3年1月20日

千代田区長 石川 雅己 様

千代田区公契約審議会

会長 松江 仁美



公契約条例における賃金下限額の設定について（答申）

令和2年11月9日付2千政契約発第373号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、千代田区公契約条例を運用されるよう要望します。

記

1 工事又は製造の請負に係る賃金下限額

令和2年度の公共工事設計労務単価51職種ごとに、88%を乗じて得た額が妥当である。

2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）に係る賃金下限額
区職員給与を勘案して得た額が妥当である。

（1時間当たり1,095円）

また、別添の業務従事者は職種別の賃金下限額の設定が妥当である。

（1時間当たり別添1のとおり）

3 指定管理者との協定に係る賃金下限額

上記2に示す賃金下限額と同額が妥当である。

【意見】

- 1 令和4年度の工事の賃金下限額は、これまでの経緯と経済状況を踏まえて、予定の率へ引き上げられたい。
- 2 業務委託・指定管理協定の賃金下限額については、区職員給与を基準としたうえで、民間賃金の動向も調査し、勘案されたい。
- 3 入札にあたっては、予定価格の積算を適切に行って、適正価格で落札できるような仕組みを検討されたい。また、社会保険の加入確認を厳正に行う方法等を検討のうえ、適正な競争による業務の履行品質の確保等に取り組まれたい。
- 4 工事現場の建設キャリアアップシステムの普及に向けた取り組みを検討されたい。

令和 3 年度 職種別賃金下限額

(1 時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,364円
保全管理員	1,826円
清掃員	1,113円
介護職	1,103円
栄養士	1,431円
保健師・看護師	1,471円